

資料：奥日光の自然を守る

～自然とそこに存在する動植物と人間の関係を考える～

自然とは、湿原・森林・湖などの地形そのものと全ての生態系
自然を守ることは、景観と生物多様性を維持すること



奥日光の自然について

- 関東以北最高峰の日光白根山をはじめとした日光連山に囲まれ、湿原や草原、湖や滝があり、変化に富んだ地形であるとともに、自然が豊かで国立公園に指定されている。
- 地域内の湯ノ湖、湯川、戦場ヶ原、小田代原は、国際的に重要な湿地「奥日光の湿原」として、平成17年にラムサール条約湿地に登録された【「ラムサール条約と渡良瀬遊水地」(p.24)参照】。
- 多くの湿原植物や高山植物が分布するとともに、ツキノワグマやニホンジカなどの大型哺乳類が生息し、野鳥も180種以上確認された記録が残るなど、たくさんの生き物が生息している。
 - 植物（各種高山植物、ササ類、ミズナラ、カラマツ、シラビソ、カンバ類、ズミ、ヤシオツツジなど）
 - 動物（ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザルなど）
 - 鳥類（オオワシ、オオジシギ、キセキレイ、アカゲラ、キビタキ、マガモなど）
 - 魚類（ヒメマス、カワマス、ニジマス、ホンマス、ブラウントラウト、ワカサギなど）

国立公園とは

- 自然公園法に基づき、日本を代表する自然の風景地を保護するとともに利用の促進を図る目的で、環境大臣が指定する自然公園の一つである。
- 特別地域や特別保護地区などの保護区分に分けられていて（ゾーニング）、公園内の優れた風景を維持するために、動植物の採取や持ち込みの禁止などのいろいろな規制がある。

奥日光の課題と対策

◎シカ食害対策

- シカによる被害が問題化したのは、昭和60年代に入る頃である。
- 増えすぎたシカによって奥日光の自然植生が大きく変わり、白根山のシラネアオイや小田代原のアザミ類が激減し、樹齢200年のウラジロモミが樹皮剥ぎにより次々と枯死した。
- シカは、地球温暖化による積雪の減少、天敵であるオオカミの絶滅や狩猟者の減少など、人間の無意識のうちの関与により、頭数を増やした。
- 栃木県では、平成6年度から、シカの個体群の維持を図りながら、生態系破壊、農林業被害を軽減させるため「栃木県シカ保護管理計画」を作成し、シラネアオイなどの貴重な植物を守るためのシカ侵入防止柵や、樹木の剥皮被害を防ぐための食害防止ネットを設置するといった防除対策と並行して、シカの計画的な駆除（個体数調整）を行っている。

◎水質汚染対策①

- 一時、湯ノ湖は湯元温泉街からの生活系排水の流入や湖底からの温泉の湧出により徐々に富栄養化が進行し、透明度も落ち込んだ。
- 富栄養化対策として、湯元下水処理場に高度処理施設を導入するとともに、湖底の汚泥を吸引するしゅんせつ工事を実施した。

◎水質汚染対策②

- 湯ノ湖に繁茂する北米原産の外来植物「コカナダモ」は繁殖力が強く、在来種を駆逐し広い範囲で生育している。
- コカナダモは、生育時に水中の窒素やリンなどの栄養塩類を吸収することから水質の浄化に役立つが、枯れると湖底に沈んで吸収した栄養塩類が放出され水質汚濁の原因になる。そのため、県及び日光市による機械刈取、地元関係者やボランティアの協力による人力刈取等を行っている。

◎外来植物対策

- オオハンゴンソウをはじめとした外来植物が広範囲に繁殖し、ホザキシモツケやヤナギラン等の貴重な在来植物の植生が脅かされていたため、昭和51年度から多くのボランティアの協力により除去作業



が実施されてきた。

- その結果、戦場ヶ原から湯川沿いにかけて大繁殖していたオオハンゴンソウは、ほとんど見られなくなったが、外来植物の繁殖力は大変強く、その生息範囲を広げていることから、引き続き外来植物の除去に取り組んでいる。

◎交通対策

- 奥日光は、その優れた自然環境を保全するため、平成4年1月から、自然公園法に基づく「車馬等の使用を規制する地域」に指定され、車道、駐車場等からはみ出して自動車や自転車などを走行させたり駐車させたりすることや、歩道、森林、草原や河原等へ進入させたりすることが禁止されている。
- 小田代原や西ノ湖へ通じる日光市道1002号線では平成5年4月から、阿世湯や八丁出島に通じる日光市道1059号線では平成11年12月から、一般車両への交通規制が実施されている。
- 小田代原等の周辺は、特に動植物の宝庫であり、観光客やハイカー、写真愛好家など多くの方々にも親しまれているため、代替交通手段として「低公害バス（ハイブリッドバス）」を運行している。

◎その他の対策

- 昭和60年代、いろは坂や中宮祠地区において、観光客の野生動物に対する誤った「餌付け」などの行動の結果として、人を恐れないサルが育ち、物産店や車への侵入、観光客の土産物袋の強奪が発生するようになった。
- 平成12年4月から旧日光市による全国初の「餌付け禁止条例」が施行され、年間を通して観光客への普及啓発、餌付けされた群れの追払いを目的とするパトロールなどが実施されている。

自然を守る活動

- 国立公園には、「自然保護官（パークレンジャー）：環境省職員」という人がおり、国立公園の保護管理のほか、野生生物保護、外来生物対策、里地里山保全など多岐にわたる自然環境保全業務を行っている。
- この他にも、次のような施設や団体が各種情報提供や自然観察会などの啓発活動を行っているほか、いろいろな自然保護団体が活動しており、ごみ拾い（クリーンハイキング）、外来植物（オオハンゴンソウ、フランスギク、ハルザキヤマガラシなど）の除去、シカ食害防止のための樹木ネット張りなどをボランティアの協力を得て実施している。
 - 環境省日光自然環境事務所（日光国立公園の保護・管理、日光パークボランティアなど）
 - 林野庁日光森林管理署（国有林の保護・管理など）
 - 栃木県環境森林部自然環境課・県西環境森林事務所（施設整備・管理など）
 - 日光市観光部観光交流課・産業環境部農林課（施設整備・管理、鳥獣害対策など）
 - （一財）自然公園財団日光支部（駐車場・公園施設の管理、日光湯元ビジターセンターの運営など）
 - 日光自然博物館（博物館・イタリア大使館別荘記念公園・赤沼自然情報センターの運営など）
 - （一社）日光観光協会（日光インタープリター倶楽部など）

一人一人が自然保護のために心掛けること

- 自分で出したごみは、家まで持ち帰る。
- 湿原などの立入禁止区域には入らない。
- 動植物の採取をしない。持ち込まない。（特別保護地区では、石や落ち葉、木の実も採取禁止）
- 自家用車でなく、公共交通機関を利用する。

奥日光にある情報施設

- 日光湯元ビジターセンター（日光市湯元 Tel：0288-62-2321）
冬季休館期間あり
<http://www.bes.or.jp/nikko/vc/>
- 日光自然博物館（日光市中宮祠 Tel：0288-55-0880）
年末年始を除き通年開館、毎週月曜日休館（6月1日～10月31日は無休）
<http://www.nikko-nsm.co.jp/>
- 赤沼自然情報センター（日光市中宮祠赤沼 問い合わせ：日光自然博物館へ）
開館4月26日～11月30日、毎週月曜日休館（6月1日～10月31日は無休）